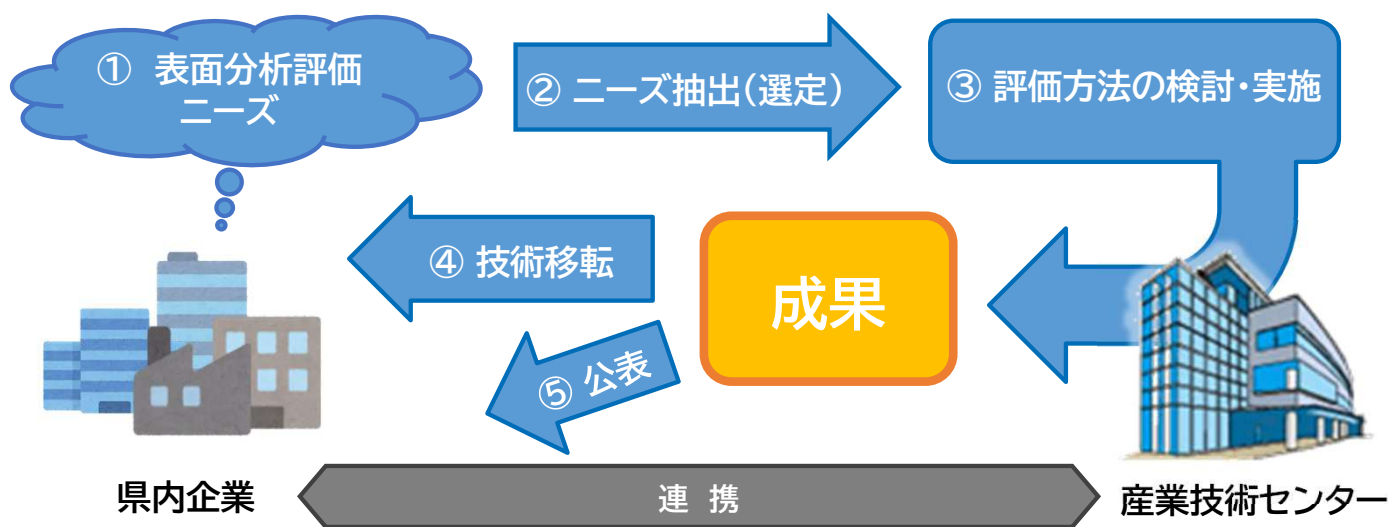


『自社製品の表面分析評価』

でお困りではありませんか？

- ◆ 新規分野に参入したいが、分析評価方法が分からない
- ◆ 自社製品の特性をより精度よく、詳細に評価したい etc..



■ 支援内容

県内企業が新製品・新技術の開発等を行うにあたり、高度な表面分析評価が必要となる案件、具体的には、分析評価機器の標準的な使用方法では検討が困難な案件や、分析評価のための試料作製に様々な検討を要する案件等に対して、当センターの表面分析評価技術等の基盤技術を活用して、評価方法の立案から実施までを支援します。

本事業において、当センターが行う検証等の費用(機器使用料や消耗品も含む)に関しては、予算の範囲内において当センターが負担します。

■ 対象事業者

次の条件を満たす事業者

県内に事業所を有する者



走査電子顕微鏡

イオンリング装置

産業技術センター保有機器の一例

■ 本事業の目的

半導体や新エネルギーなどの新規分野に進出を検討している企業においては、自社製品に対してより高度な分析評価を行うことが求められています。そこで本事業では、企業の求める表面分析評価のニーズに対し、当センター保有の表面分析装置や試料作製装置を用いて分析評価手法の検討・実施までを支援します。

■ 応募方法

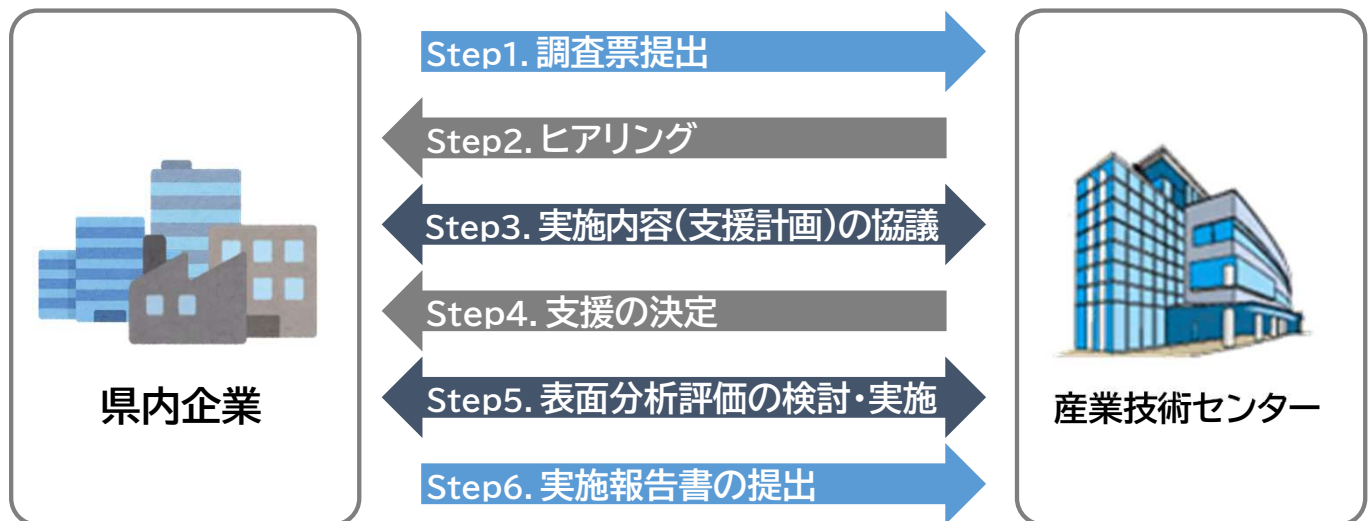
下記HP掲載の「表面分析評価技術のニーズ調査票」にご記入の上、地方独立行政法人山口県産業技術センターにご提出ください(E-mail、FAX、郵送または持参)。

山口県産業技術センターHPアドレス <https://www.iti-yamaguchi.or.jp/docs/2025062400016/>

■ 募集期間および募集件数

随時募集 3件程度/年

■ 申請から支援完了までの流れ



■ 注意事項

- (1) 表面分析評価の検討・実施は令和8年2月28日までとなります。
- (2) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (3) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。
- (4) 本事業開始後において、申請要件を満たしていない事実や不正等が発覚した場合は、実施途中であっても事業を中止することがあります。
- (5) 表面分析評価技術のニーズ調査票の提出は表面分析評価をお約束するものではありません。
- (6) 内容が要件を満たさない場合は、支援は実施できません。また、多数の応募があった場合は、内容を精査した上で予算の範囲内で支援対象企業を選定します。